

埼玉県病院及び有床診療所食材料費高騰対策支援金交付要綱

(目的)

第1条 県は、食材料費の物価高騰の影響を受けた病院及び有床診療所に対し、その影響の一部を緩和するため、予算の範囲内において埼玉県病院及び有床診療所食材料費高騰対策支援金（以下、「本支援金」という。）を交付する。

2 本支援金の交付に関しては、補助金等の交付手続等に関する規則（昭和40年埼玉県規則第15号。以下、「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

(交付対象者)

第2条 本支援金の交付対象者は、次の各号の全ての要件を満たす者とする。

一 令和6年4月1日現在において、医療法に基づく許可を受けている、又は届出を行っている、開設場所が埼玉県内にある病院及び有床診療所であり、本支援金の趣旨及び目的に照らして本支援金の交付が適当であると考えられる者

二 令和6年4月1日から令和6年5月31日までの間、事業を実施している者

三 代表者、役員、従業員又は構成員等が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団又は反社会的勢力（以下、「暴力団等」という。）に属しておらず、かつ、暴力団等が経営に事実上参画していないこと。

(交付額)

第3条 本支援金の交付額は、単価を1床当たり3,400円とし、当該単価に交付額の基礎となる病床数を乗じた額とする。

2 前項の交付額の基礎となる病床は、前条第2号に規定する期間中、現に使用し、又は使用する意思がある病床に限るものとする。ただし、前条第2号の県が定める日までの間に病床数に変更があった場合は、当該期間中最も少ない病床数を交付額の基礎となる病床数とみなす。

(交付の申請等)

第4条 申請者は、申請書兼請求書（様式第1号）を令和6年6月28日までに知事に提出しなければならない。

2 前項の申請書兼請求書のうち、請求書は第7条の規定に基づく本支援金の額の確定通知後に効力を発するものとする。

3 知事は、申請者が正当な理由なく、第1項の申請書兼請求書の補正に応じない場合は、当該書類の効力を失う旨を通知するものとする。

4 本支援金には消費税及び地方消費税は含まないため、消費税及び地方消費

税に係る仕入控除税額の報告は要しない。

(添付書類)

第5条 規則第4条第2項第1号から第4号の書類は省略するものとする。

2 規則第4条第2項第5号の書類は、次の各号に掲げるものとする。

一 本支援金振込先の口座に関する情報(金融機関名、口座番号、名義人等)がわかる書類(預金通帳の写し等)

二 その他知事が必要と認める書類

(交付の条件)

第6条 本支援金の交付の決定には、偽りその他不正の手段を用いて、埼玉県からの補助金、支援金等金銭の交付を受け又はその交付の申請をしていないことが条件として付されるものとする。

(交付決定の通知等)

第7条 規則第7条の交付決定通知書及び同第14条の確定通知は交付決定及び確定通知書(様式第2号)のとおりとする。

2 知事は、申請者が第2条及び前条の規定により、本支援金の交付の要件を満たしていないものと認められるときは、本支援金を交付しない。

3 前項の規定により、本支援金を交付しないことを決定した場合は、不交付決定通知書(様式第3号)により申請者に通知するものとする。

(支援金の実績報告)

第8条 規則第13条の本支援金の交付に係る実績報告は、第4条第1項の規定による申請書兼請求書の提出によりなされたものとみなす。

(本支援金の支払い)

第9条 本支援金の支払いは、額の確定通知後、請求に基づき口座振込により行う。

(状況報告及び是正措置等)

第10条 知事は、本支援金の交付に関して必要な場合は、申請者又は本支援金の交付決定を受けた者に対して事業所等の検査又は報告を求めることができる。

2 知事は、前項の検査又は報告の結果、本支援金の交付に疑義がある場合は、必要な是正措置を求めることができる。

(決定の取消し等)

第11条 知事は、交付決定を受けた者が、交付決定後に交付対象でない事実や不法又は不正な行為を行ったことが明らかになった場合は、交付決定を取り消すことができる。

2 前項の規定は、本支援金の支払後においても適用があるものとする。

3 規則で定める補助金の返還、加算金及び延滞金の規定は、前2項の規定によ

る取消しをした場合について準用する。

(本支援金の支払いが完了されない場合の取扱い)

第12条 知事が第7条第1項の規定による交付決定及び確定通知書を当該申請者に通知した後、第5条第2項第1号の規定に基づき提出のあった本支援金の振込先口座(指定先口座の変更を届け出ている場合にあっては、当該届出をした振込先口座とする。)に振込みを行う手続を行ったにもかかわらず、振込先口座への振込みが当該病院及び有床診療所の廃止に伴う口座停止等の事由により完了できない場合は、辞退の届出があったものとみなし、本支援金を支給しないことができる。

2 前項の規定を適用した場合は、交付決定を取り消すものとする。

(その他)

第13条 規則及びこの要綱に定めるもののほか、必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

この要綱は、令和6年4月17日から施行する。なお令和6年4月1日から適用する。